

地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限導入のための計画づくり支援事業 2050 年を見据えた地域再エネ導入目標策定支援業務委託仕様書

1 業務委託の名称

「地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限導入のための計画づくり支援事業 2050 年を見据えた地域再エネ導入目標策定支援業務委託」という。

2 業務委託の経緯及び目的

現行の平塚市環境基本計画は地球温暖化対策実行計画（区域施策編）を編入し、計画年度を 2017 年度から 2026 年度までの 10 年間として、策定されている。令和 3 年度に中間年を迎え、中間見直しを実施したところであるが、同年に地球温暖化対策の推進に関する法律（以下「温対法」という。）が一部改正され、その趣旨を全て盛り込むことはできなかった。

「地域脱炭素ロードマップ」が公表されるなど、脱炭素社会実現に向けた動きが加速し、本市もゼロカーボンシティを宣言している。

本市では、中間見直しした環境基本計画を改正温対法の趣旨に沿ったものに補完するため、二酸化炭素排出量の現状を把握し、再生可能エネルギー発電量のポテンシャルを把握することで、再エネ導入目標を策定するとともに、脱炭素社会の実現に向けたシナリオを作成し、重要な施策を展開したいと考えている。

本業務は、このような背景や、脱炭素社会実現に関する国の動向や社会情勢等を踏まえて、再エネ導入目標や脱炭素シナリオ等を策定するのに必要な業務支援をすることを目的とする。

3 委託期間（履行期間）

契約締結の日から令和 5 年 2 月 10 日（金）まで

4 計画の対象区域

平塚市全域（67.88 km²）

5 業務委託内容

本事業は、二酸化炭素排出抑制対策事業費補助金（地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限導入のための計画づくり支援事業）の交付申請を前提とし、上記「業務委託の経緯及び目的」で示す内容を実施する上で、次の業務を行うものとする。

なお、本業務は、平塚市環境基本条例、温対法及び環境省が定める地球温暖化対策実行計画策定マニュアル等に則り進めることを要する。

【基礎調査及び分析】

（1）平塚市のエネルギー消費量と CO₂ 排出量の現状把握及び将来推計

ア 地球温暖化計画（区域施策編）の分類に準じて、各部門のエネルギー消費量と CO₂ 排出量の調査と分析を行う。

イ 2026 年、2030 年、2040 年、2050 年までのエネルギー消費量と CO₂ 排出量を各部門において推計する。

（2）平塚市における再生可能エネルギー発電量のポテンシャルの把握及び分析

ア 再生可能エネルギー発電量のポテンシャルについて調査及び分析する。

イ 2026 年、2030 年、2040 年、2050 年までの再生可能エネルギー発電量のポテンシャルの目標数を推計する。

（3）各部門における省エネ方法の洗い出しと効果検証

ア 各部門における省エネ方法と省エネ効果の整理

イ 2026 年、2030 年、2040 年、2050 年における省エネ導入効果の推計

（4）平塚市における持続可能な再エネ利活用ビジネスモデルの調査、検討

- ア 再エネ導入拡大及び省エネの普及促進のビジネスモデルについて、自治体と事業者等の役割を明確にしたビジネスモデルの検討と策定
- イ ビジネスモデルに関しては国内外の事例を収集し、平塚市の需要と再エネポテンシャルの現状ならびに将来推計を基に、地域に適したビジネスモデルを策定する。
- ウ 想定される各ビジネスモデルの事業性評価を実施する。
- (5) 「地域脱炭素ロードマップ」に基づく脱炭素先行地域づくりに向けた政策に関する調査、検討
 - ア 脱炭素先行地域として想定される地域の再エネ賦存量を踏まえた再エネ導入可能量、活用可能な既存の再エネ発電設備の状況等を調査する。
 - イ 上記アと関連し、想定される地域の課題解決に向けたビジネスモデルの策定とその実現可能性を調査する。
- (6) 温対法に基づく地域脱炭素化促進事業の対象となる区域（以下「促進区域」という。）の検討
 - ア 本市の特性に適した促進区域の設定基準の考え方を整理する。
 - イ 将来、促進区域とすべき区域の候補地を特定する。

【計画策定支援業務】

- (1) CO₂排出量推計値の算出方法の検討
 - ア 現計画のCO₂排出量推計値の算出方法を本市の実態をより反映できるものとして、見直しする。
- (2) 平塚市環境審議会における事務局支援
 - ア 計画策定に向けた上記審議会への出席、資料作成（1回を想定）。
- (3) 関係者会議の開催
 - ア 業務進捗の報告や情報収集等を目的に、6週間に1回程度の頻度で関係者会議を開催し、関係者間の情報を共有する。
 - イ 会議開催に係る経費等については、受託者が負担することとする。
 - ウ 関係者会議については、ウェブ会議を基本とするが、必要に応じ、対面会議として差し支えない。

6 成果品の提出

- (1) 成果品は次のとおりとする。
 - ア 「事業報告書」（任意様式） 調査結果及び策定されたものをまとめたもの
 - イ 温室効果ガス排出量及び削減量を把握、管理するための計算ファイル 一式（Word、Excel 以外を使用している場合はそのソフトも含む）
- (2) 提出期限
令和5年2月6日（月）
- (3) 提出部数
紙媒体…3部（正本1部、副本2部）、及びこれに係る電子媒体

7 提出書類

受託者は、委託契約書に定めるものの他、次の各号に掲げる書類を提出することとする。

- (1) 契約締結後に速やかに提出するもの
 - ア 委託業務着手届（任意様式）
 - イ 主任担当者届（任意様式）
 - ウ 事業計画書（任意様式）
 - エ その他、平塚市が業務の確認に必要と認める書類
- (2) 業務完了後に速やかに提出するもの
 - ア 委託業務完了届（市様式）
 - イ 事業報告書（任意様式）
 - ウ その他、本市が業務の確認に必要と認める書類

8 その他

- (1) 本業務の遂行に当たっては、グリーン購入及び環境に配慮した業務執行に努めること。
- (2) 本業務のために得た資料、作成した報告書及び市から提供を受けた資料については、本業務の目的以外に使用してはならない。また、第三者に公開、提供してはならない。また、市から貸与された資料等については、業務完了後直ちに返却すること。
- (3) 本業務を遂行するに当たって知り得た情報は、平塚市個人情報保護条例や関連法令の趣旨に則り、適切に管理するとともに、情報の取り扱いに関する市の指示に従うこと。また、万が一、情報漏えい事故等が発生した場合は、直ちに市に報告するものとする。
- (4) 本仕様書の内容に疑義が生じた場合は、市と協議の上、決定する。
- (5) 留意事項
 - ア 関係書類等については、本業務委託終了年度から5年間保管すること。
 - イ 受託者は、本業務委託に係る会計実施検査が実施される場合には、本市に協力しなければならない。
 - ウ 本業務委託により得られた知的財産権は、本市に帰属する。